

# 相談“したい”ひとは 相談“していい”ひとですか？




～法律問題の相談・依頼は、対応できる専門家が法律で決められています～

愛知県弁護士会

## ●あなたの相談“したい”ことは何ですか？

- 相続、離婚、子をめぐり権利、後見など家庭内の問題について困っている。
- 交通事故や勤務先との関係などで相手方との交渉の仕方について悩んでいる。
- 自分だけで相手と向き合うのは不安で、どうしていいかわからない。

## ●法律問題ならどんなことでも相談“していい”のは弁護士だけ！

くらべて納得！ 弁護士にしかできないこと		 弁護士	 司法書士	 行政書士
交通事故	加害者側との示談交渉・ 裁判手続の代理	○	△ *請求額140万円まで	×
相続	他の相続人等との遺産分割交渉・ 裁判手続の代理	○	×	×
離婚	相手方配偶者との離婚条件交渉・ 裁判手続の代理	○	×	×
共通	各種強制執行手続の代理	○	△ *請求額140万円までの 少額訴訟債権執行のみ	×

(出典：日本弁護士連合会制作「弁護士相談まるわかり新聞」)

相談先に迷われた際には、まずは弁護士にご相談いただくことが最も安心です。

弁護士は、裁判や代理交渉に限らず、あなたに合った解決方法を一緒に考えます。

## ●お気軽にご相談ください！

お悩みの方は、お近くの弁護士 又は 愛知県弁護士会 法律相談センター ☎: 0570-783-110へ<sup>※</sup>

※全国統一ナビダイヤルです。最寄りの法律相談センターへおつながります。